

## 羽田空港の機能強化に伴う新たな飛行経路の運用についての要望書への国の回答内容

### 要望 1

試験飛行の実施にあたり、具体的な内容を示すとともに、しっかりと騒音測定を行い経路周辺への影響を確認すること。あわせて、地元へ適切に情報提供を行うこと。

(回答)

令和2年1月30日以降、新飛行経路の実機飛行による確認<sup>(※)</sup>を行います(ホームページの参考資料1参照)。その際には騒音測定局移設予定地の殿町国際戦略拠点等において騒音を測定し影響を確認するとともに、その結果を貴市及び地元の方々に情報提供する予定です。

※これまで「試験飛行」と表現しておりましたが、航空法における試験飛行(耐空証明を有しない航空機の飛行)との混同を避けるため、「実機飛行確認(実機飛行による確認)」に変更しています。

### 要望 2

新飛行経路の運用に際し、プライベートジェット機等を含めたB滑走路全般の運用が確定次第、早期にその内容を示すこと。

(回答)

B滑走路全般の運用については確定後速やかにお示ししますが、離陸機については、長距離国際線の制限(低騒音機(B787、A350等)を除き6,000km程度未満の路線に制限)、4発機(B747、A340等)の制限、騒音軽減運航方式(急上昇方式や可能な限り早期の旋回開始)の導入を行うことにより環境影響を軽減します(参考資料2参照)。なお東京国際空港の機能強化に伴う新飛行経路の運用については、別添「機能強化後の東京国際空港の運用について」のとおりとします。

また、自家用航空機(プライベートジェット機含む)に対しても、航空機メーカーが定める整備や運航に必要な耐空証明に加え、東京国際空港使用の際にはAIC(航空情報サーキュラーに基づき航空機落下物防止対策の実施や被害者救済制度の同意を義務付けています(参考資料3参照)。

### 要望 3

新飛行経路に対応するため、騒音測定局を現在の殿町小学校から殿町国際戦略拠点内に移設することが予定されているが、新飛行経路運用後、十分情報提供を行うとともに、この他の地点で騒音測定の要望等があった場合は適切に対応すること。

(回答)

新飛行経路運用後は、殿町国際戦略拠点内に移設する騒音測定局にて測定し、結果を随時公開する予定です。また他の地点での騒音測定の要望等に対しては適切に対応します。

### 要望 4

騒音影響に配慮し、最新の技術開発の動向等に応じ、更なる騒音軽減策の工夫や取組を図ること。

(回答)

新飛行経路導入に向け、着陸料体系の更なる見直しや騒音軽減運航方式の導入など対策を講じていますが、今後も航空機機材の技術革新により騒音影響の軽減に努めてまいります。

## 要望 5

川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、その前提となる安全性の確保や事故・災害時の更なる対応強化に関し、具体的な内容を示すとともに、責任を持ってその対応を行うこと。

(回答)

航空機の安全性については、航空機メーカーが定める整備や運航に必要な耐空証明に加え、航空会社等に対する厳正な審査・監査、航空輸送の安全に関わる情報の分析・活用、外国航空機や自家用航空機（プライベートジェット機含む）も含めた航空機落下物防止対策の実施等(参考資料3参照)、安全運航に必要な措置について、責任を持って対応します。川崎石油コンビナート地域上空の飛行制限については、既に見直しに向けた調整を図っていますが、事故・災害時の更なる対応強化に繋がるよう、東京空港事務所も交えて定期的に情報交換を行い、関係機関の更なる連携強化を図ります。

なお、新飛行経路運用後につきましても、空港周辺で航空機事故が発生した場合には、東京国際空港緊急計画に基づき関係機関が連携して救助活動等を行うこととなります。

## 要望 6

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの研究開発への騒音等の影響が生じないよう、騒音軽減策を適切に講じるとともに、影響が発生した場合は令和元年8月7日に開催された「第5回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で示された回答に基づき十分に対応すること。

(回答)

これまで、研究開発機構等の建物の遮音性能を評価し影響が想定されないことは確認していますが、新飛行経路の運用後、改めて当該地域の騒音調査等を実施するとともに、必要に応じて研究開発機関等への確認を行い、影響が発生した場合には、発生現場にて調査を行い、内容に応じて専門家等の意見を踏まえつつ関係者で連携して対応します。

## 要望 7

新飛行経路の運用後についても、継続的に地元へ丁寧な説明を行うとともに、騒音や安全性等について、本市及び市民等より指摘があった場合は誠意を持って対応すること。

(回答)

新飛行経路運用後も地元に対して丁寧な説明を継続し、貴市及び地元住民等のご指摘やご意見には誠意をもって対応します。

## 要望 8

今後も本市域に騒音や安全性に影響を及ぼす内容の変更をしようとする場合は、事前に本市に情報提供を行うとともに、協議すること。

(回答)

今後、別添「機能強化後の東京国際空港の運用について」の内容で貴市に影響を及ぼす変更をしようとする場合は、事前に情報提供を行うとともに、協議することとします。